

福岡県公報

平成二十六年二月二十八日
第三千五百七十五号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十三号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表大野城市の項中

若草公民館	〃	若草二丁目一八番一号	を
若草公民館	〃	若草二丁目六番二三号	に改める。